

チャレンジ!! 組合士

組合の力をさらに伸ばすために!

中小企業組合士制度とは

中小企業組合士制度は、昭和49年度から中小企業庁の後援を得て実施しているもので、中小企業組合の役員等を対象として、全国中小企業団体中央会が組合の職務の遂行及び指導に必要な知識に関する試験(中小企業組合検定試験)を行い、試験に合格した者の中から、組合及びこれに準ずる機関において3年以上の実務経験を有する者に対し中小企業組合士の称号を与えることにより、組合の役員等の資質の向上を図り、もって組合の健全な発展に資することを目的とするものです。

いま、組合は共同事業の円滑な運営、組合員間の活発な交流・連携の推進等に加え、組合法の改正により、ガバナンス(組合自治)の充実が求められています。このような課題や要請に応えるためには共同事業の運営に当たる事務局の強化が不可欠であり、組合運営の経験と専門的知識を備えた人材が必要となっています。

現在、全国で**2,788名**(令和3年6月1日現在)の中小企業組合士が登録されており、それぞれの分野において活躍しています。

皆様方のチャレンジをお待ちしております。

お問い合わせは、企画情報課までお気軽にどうぞ!

中小企業組合検定試験の概要

試験科目	「組合制度」「組合運営」「組合会計」の3科目で、3科目すべてに合格すると中小企業組合士の認定資格が得られます。一部の科目について合格した場合は、その後3年間はその科目の受験が免除されます。
試験日	毎年12月の第1日曜日
受験申込	9月～10月中旬
受験料	5,000円(一部科目免除者は、3,000円)

組合運営 あれこれ Q & A



Q 理事会に欠席した理事の責任について

現理事で、理事会に出席する予定だったが、急に出張等の都合で出席が困難になり、また書面議決書も提出しなかった場合、理事会の決定事項については賛成したものとみなされるのか、あるいは全然無関係とみなされるのかどちらになるのでしょうか。もし賛成したものとみなされるならば、反対の意思表示をしない限り出席しようが、欠席しようが同様であるとの解釈になるのではないのでしょうか。

A 理事会に欠席した者は、決定事項について賛成したものとみなされません。したがって、その決定の段階までは責任はありません。

しかし、理事は、組合の業務について、監視の義務があり、理事会が開催されたこと、また当該決定がなされたことを知っていながら、決定から執行までの段階で、これを止むべき何らの措置をとらなかった場合は、理事としての一般的任務懈怠の責任は免れ得ないでしょう。